

議題(1) 令和4年度川越市国民健康保険事業特別会計予算(案)について

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1	資料1-1	歳入／国民健康保険税／一般被保険者／滞納繰越	税の滞納繰越が多いと思われるが、改善方法は	<p>滞納繰越を減少させるための取組みとして、文書や電話による催告を通じて納付をお願いするとともに、納付が困難な方については、納税相談により滞納に至った経緯や生活状況を確認しながら納税折衝を行い、できるだけ計画的な自主納付を促すことに努めております。</p> <p>納税資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しましては、税負担の公平性を確保し、確実に税を徴収するため、地方税法の規定に基づき財産を差し押さえるなどの対応も必要と考えております。</p> <p>一方で長引く新型コロナウイルスの影響により、業績の悪化に伴い収入が減少するなど納税資力が減少した方も少なくないと見込まれます。柔軟な対応を心がけるとともに納税者の状況によっては、徴収猶予や換価の猶予等の納税の緩和制度の適用を積極的に検討するなど、丁寧な納税相談を実施してまいります。</p> <p>また、納税相談を通じて慎重に納税資力を把握し、納税者の実情に応じた滞納整理を着実に進め滞納繰越の圧縮に努めてまいりたいと考えております。</p>
2	資料1-1	歳入／繰入金／一般会計繰入金(計)	一般会計からのその他繰入金を0.67%増にとどめたところがあるが、保険税水準の準統一に向け将来につけ回さないよう計画的に削減願いたい	<p>市の取組として赤字解消・削減計画を進める中で、実質的な削減評価の対象となるのは、その他繰入金と、繰越金による財源補充分を合わせた額です。令和4年度予算では、繰越金を前年度比で2億円増の3億5千万円とすることで、その他繰入金を0.67%の増に抑制したもので、財政状況は引き続き厳しい状況と認識しています。</p>
3	資料1-1		令和3年度の剰余金の見通し、令和2年度との比較ではどのようなになっているか	<p>令和2年度から令和3年度への繰越金(剰余金)は約9億5千万円、令和3年度につきましては約8億8千万円を見込んでおり、年度末の執行残額が加算されることで令和2年度と同程度の繰越額となり、大きな変動はないものと見込んでいます。</p>
4	資料1-1 資料1-2		<p>①令和3年度の国保事業納付金は、前年度比4億2166万円、令和4年度算定では1億5790万円増額と伸びが鈍化した理由は。</p> <p>②令和4年度1人当たり保険税必要額はどのように算定されているのか。</p> <p>③加入者の収入状況はどのように積算しているのか</p>	<p>①国保の被保険者数は減少傾向ですが、1人当たり医療費が増加傾向を示すことから、その増加幅により、納付金額は概ね横ばい～減少で推移してきました。令和2年度の納付金額が前々年度の精算等により大きく抑えられていたことから、令和3年度は相対的に増加となりました。令和4年度予算では、コロナ禍での医療費増加が継続すると見込まれること、失業等により被保険者数の減少傾向が弱まったこと等により、増加となっています。</p> <p>②1人当たり保険税必要額の算定は、まず、市町村ごとに必要な納付金額を求めます。この納付金額は、市ごとに調整した医療費係数や、所得係数などが反映されています。市の納付金額が算定された後、各市の翌年度予算見積により出産育児諸費や葬祭諸費、特定健診費用等の支出を加え、保険者努力支援制度等の収入を控除することで、保険税の必要額を求めます。</p> <p>③加入者の収入状況については、現年の収入状況により算定しています。</p>
5	資料1-2	歳出／保険給付費／(一般被保険者／療養給付費)	新型コロナウイルス感染症による医療費への影響は	<p>①感染拡大期の受診控えと、反動による増加 令和3年度の毎月の保険給付費を前年同月と比較した場合、マイナス10%からプラス20%と例年にならぬ増減幅で推移しています。前年度比では、総額6%ほどの増加となる見込みであったことから、補正予算を計上しました。4月末現在の決算見込みでは、前年度比で約4%の増加となっています。令和4年度の保険給付費についても、受診控えやその反動が影響すると考えられます。</p> <p>②入院患者が増加したことによる、医療費の増加 埼玉県の説明では、8月以降の感染拡大(第5波)により、入院費の給付額が急増しました。年度内はこの高い水準で推移すると考えているとのことで、オミクロン株による入院費用等の増加は、令和4年度の支給額にも影響するものと見込まれます。</p>

収税課

6	資料1-2	歳出／総務費	歳出／総務費の減について、職員への負担は心配ないか	総務費（職員人件費）の減額につきまして、人員配置にどのように影響するか未定ではありますが、適切に事業が実施できる体制作りに努めます。 →国民健康保険課内の人員配置には、影響はありませんでした。
7	資料1-2		保険給付費の増額について、具体的な算定根拠を	保険給付費の推計について、①年度当初の世代別被保険者数の推計、②1人当たり医療費の推計 ①被保険者数について、これまで減少傾向が続いていますが、令和3年度中の傾向から横這い～微増を見込みました。（課税額については年間平均により推計し、微減としています。） ②1人当たり医療費は、令和2年度にコロナによる影響で減少したと思われることから、令和2年度実績を推計に用いず、令和元年度単価と直近3年間の平均上昇率により求めました。 ③：世代別の①×②を求め合計することで、保険給付費を算定します。
8	全般		課税限度額について、高額所得者は引き上げるべきでは	現在、課税限度額につきましては、運営協議会へ諮った後に条例を改正していることから、政令からは1年遅れることとなります。埼玉県は、令和8年度までには政令と同額とするよう国保運営方針に示していることから、専決処分による条例改正への見直しを検討していく必要があります。
9	全般		①診療報酬・薬価改定（-0.94%）、②後期高齢者一部負担金2割導入、③一般診療におけるコロナ特例報酬の廃止などが、市の国保事業歳入歳出にどのような影響を与えるのか。	市町村国保は、県へ事業納付金を納めることで財源の一部を負担しています。 ①診療報酬・薬価改定は、令和4年度の保険税必要額に反映されますが、新型コロナウイルス感染症の影響により入院費等が増加していることなど、増加要因が大きいことから、被保険者1人当たりの事業納付金は増加しています。 ②後期高齢者につきましては、国保も支援金としての負担をしていることから、将来的には負担の軽減につながるものと想定しています。 ③特例報酬の廃止につきましては、評価する材料がないことから、市の国保歳入歳出へ与える影響は不明です。
10	全般		コロナ禍での運動不足、校庭や体育館でのクラブ活動等の減少傾向。屋外での運動推進、屋内でも換気やソーシャルディスタンスでの運動推奨、アプリを活用したエクササイズ等による健康寿命の延伸を。	新型コロナウイルス感染症への感染対策は非常に重要と考えていますが、ご指摘のとおり、運動の機会等が少なくなっていることも危惧すべきと考えています。市が実施している特定保健指導での運動教室につきましては、これまでより参加人数を制限することで密を防ぎ、換気等の感染対策を十分に講じた上で実施を継続しており、今後も運動の機会を提供し続けられるよう進めてまいります。 また、運動や健康づくりに取り組むことのできるアプリケーションなどを、ホームページで紹介していきます。

議題（2）その他（令和4年度スケジュール）について

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1	資料2			

報告（1）コロナ減免受付件数等について

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1	資料3	・減免決定件数 ・減免額	減免件数、額が令和2年度比で減少している理由は ・制度が知られていない？ ・高齢者が多く影響を受けていない？	コロナ減免につきましては、前年の収入が3割以上減少する見込みの場合に受けることができます。既に令和2年度に減免を受けた方の場合、更に3割以上の減収となる場合が対象となるため、要件に該当しない場合があるものと考えています。なお、年金生活の場合はコロナによる減収がないため、影響を受けない高齢者も多数いるものと推測します。
2	資料3		オミクロン株の影響をどう見ているか	医療費の観点からオミクロン株の影響を捉えますと、重症化率がデルタ株と比較して低いとされているものの、感染者数が数倍以上発生していることから、入院者数が増えることで医療費としては第5波を上回り、更には長期化することで、令和4年度の医療費請求分にまで影響する可能性もあると考えています。
3	資料3 資料1-1		令和2年度に既に減収となっている方もいるため、令和3年度は前年度比で減少しているように見える。 ①令和2年度、令和3年度の12月時点での滞納者数は ②過去3年間の滞納世帯数、滞納額の比較では ③どのような方が滞納に陥っているのか	①令和2年及び令和3年のそれぞれ12月末時点における滞納者数（現年課税分と滞納繰越分を合算）は、令和2年度が1万2,679人、令和3年度が1万603人となっており、令和2年度に比べ令和3年度は、2,076人（-16%）減少しております。 ②平成30年度から令和2年度の3年間の滞納世帯数と滞納額（現年課税分と滞納繰越分を合算）は、 ・滞納者数 平成30年度 13,346人、令和元年度 13,832人、令和2年度 12,225人、 ・収入未済額 平成30年度 2,609,217,640円、令和元年度 2,479,013,513円、令和2年度 2,190,311,487円で、概ね減少傾向です。 ③「退職して勤務先の健康保険から国民健康保険に切り替わった結果、保険料（税）の支払い方法の変更」や「収入が低い世帯」が滞納傾向にあるものと考えております。

収税課

報告（2）傷病手当金の支給状況について

No	資料番号	資料の該当箇所	御意見・御質問	回答
1				